

「かながわ教育ビジョン」の見直し及び「神奈川県教育振興基本計画」
の策定について(請願)

教育を良くする神奈川県民の会
代表 新井 三男

1. 請願事項

- (1) 教育基本法等の改正の趣旨がさらに反映され、達成目標などが明確になるように「かながわ教育ビジョン」を見直していただきたい。
- (2) 教育基本法第17条2項に基づく「神奈川県教育振興基本計画」を一つにまとめた形で策定し、重点項目として①学力の向上②伝統文化の尊重・国を愛する態度の育成③道徳教育の充実④家庭教育支援の強化⑤問題行動の撲滅等を定め、目標値・施策及び達成時期を明確にしていきたい。

2. 請願の理由

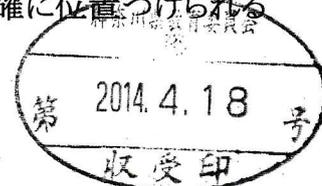
(1) 「かながわ教育ビジョン」の見直しについて

① 教育基本法等の改正の趣旨の反映

「かながわ教育ビジョン」は平成 17 年から検討が始まり、平成 18 年 10 月に骨子案が作成され、平成 19 年 8 月に最終案が策定されました。一方、教育基本法は平成 18 年 12 月、教育3法は平成 19 年 6 月、学習指導要領は平成 20 年 3 月に改正され、国の第2期教育振興基本計画が平成 25 年 6 月に策定されました。また現在、政府は教育再生実行会議を設置し、いじめ防止対策推進法の制定、土曜授業実施のための学校教育法施行規則改正、道徳の教科化、教科書制度の見直し、地方教育行政の在り方(教育委員会制度改革)などの検討が進められています。「かながわ教育ビジョン」策定後に改正・制定された法令も多く、現在検討されている施策もありますので、それらに照らした抜本的な見直しをお願いいたします。

② 達成目標などの明確化

新教育基本法は、教育の目的(第1条)として国家形成者としての資質を備えた国民の育成を掲げ、達成すべき教育の目標(第2条)として、「豊かな情操と道徳心」「公共の精神」「伝統と文化の尊重」「わが国と郷土を愛する態度」の育成などを定めており、学習指導要領でも総則に定められています。「かながわ教育ビジョン」でもこれらが達成目標として明確に位置づけられるように見直しをお願いいたします。



(2) 「神奈川県教育振興基本計画」の策定について

① 一つにまとめた計画の策定

国の教育振興基本計画は、今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿や今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を定めています。

神奈川県では、「かながわ教育ビジョン」と「かながわグランドデザイン」の実施計画に位置付けた教育施策とを併せて教育振興基本計画とするとしていますが、HPで検索してその範囲を確定しようとしても極めて困難です。分かりやすく情報を提供し、県民の理解を得ようとする姿勢がなく不親切と言わざるを得ません。

国は平成 25 年 6 月に第2期教育振興基本計画を策定していますので、神奈川県でも中期的な目標や施策を定めた「神奈川県教育振興基本計画」を県民にも分かりやすいように、一つにまとめた形で策定するようにお願いいたします。

② 重点項目について

教育基本法及び学習指導要領改正等の趣旨を踏まえ、以下を重点項目として位置づけていただきますようお願い致します。

- ・学力の向上:平成 25 年度全国学力学習状況調査結果によれば神奈川県の学力は二極化しており、小学校では沖縄県を下回る市町が続出していますので、県による適切な指導・助言・援助が必要です。
- ・伝統文化の尊重、国を愛する態度の育成:教育基本法の改正により重要な達成目標とされ、学習指導要領の総則にも定められました。
- ・道徳教育の充実:教育基本法の改正により重要な達成目標とされ、教科化される見込みです。
- ・家庭教育支援の強化:教育基本法第10条に「家庭教育」が新たに規定され、地方公共団体が家庭教育を支援するため、必要な施策を講じるように求めています。
- ・問題行動の撲滅:いじめ防止対策推進法が制定されました。何らかの目標を定めて取り組む必要があります。なぜなら、全国の学校での生徒間暴力事件では、大阪府に次いで、神奈川県が全国ワーストⅡであるからです。

③ 目標値・施策及び達成時期の明確化

教育振興基本計画では、目標と施策及び達成時期が明確になっていることが大切です。目標は極力数値目標とし、その目標を達成するための施策のサブ目標を置くなど、目標と施策の整合性の検証や事後評価ができるようにするとともに、検証・評価結果を公表するようにお願いいたします。

以上

教育を良くする神奈川県民の会
代表 新井 三男 様

神奈川県教育委員会



「「かながわ教育ビジョン」の見直し及び「神奈川県教育振興基本計画」の策定について（請願）」について（通知）

あなたが平成 26 年 4 月 18 日付けで提出した標記請願については、同年 5 月 27 日に開催した教育委員会（5 月臨時会）において審議した結果、次の理由のとおり不採択としましたので、通知します。

（理由）

- 請願事項（1）について、かながわ教育ビジョンの教育目標は、多くの県民の声を反映し、共感・共有を目指し、表現を整理しており、また改正教育基本法の教育目標とは、表現は異なるが、方向性は基本的に一致している。

ただし、国の計画や施策等で教育ビジョンとして盛り込むべきものは、今後の教育ビジョンの一部改定において対応する。

- 請願事項（2）について、かながわ教育ビジョンと「かながわグランドデザイン」の実施計画の教育施策を合わせて、教育基本法の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に該当するものとしていることは、法の趣旨に沿うものである。

ただし、本県の教育振興基本計画の位置付けを分りやすくするため、ホームページ等の改善を図るとともに、重点項目などについては、教育ビジョンの一部改定などの中で検討する。

問い合わせ先

教育局総務室

企画調整グループ 田中、吉田

電話 (045) 210-8030